

公益社団法人静岡県病院協会

新型インフルエンザ等対策業務計画

令和8年2月 19 日

公益社団法人静岡県病院協会 新型インフルエンザ等対策業務計画

平成26年4月7日制定
令和8年2月19日変更

第1章 総則

1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針

(1) 目的

公益社団法人静岡県病院協会（以下「本協会」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第8号の規定に基づく「指定地方公共機関」として、静岡県知事から平成25年10月15日に指定された。

指定地方公共機関は、特措法第9条において

- ①静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。（第1項）
- ②業務計画を作成したときは、速やかに、静岡県知事に報告しなければならない。（第3項）
- ③業務計画を作成したときは、速やかに、関係市町長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。（第4項）

とされている。

また、業務計画には、特措法第9条第2項において

- ①実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法
- ②新型インフルエンザ等対策を実施するための体制
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携
- ④その他必要な事項

を定めることとされている。

こうしたことを踏まえ、この計画では、新型インフルエンザ等が発生した場合において、本協会が行うべき業務に関し、その対策等必要な事項を定める。

(2) 基本方針

新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えることが懸念され、本協会においても、会員をはじめ役員、事務局職員が罹患し、本協会の業務執行に大きな支障が出ることを懸念される。

こうしたことから、本協会の計画は

- ①本協会の役員、事務局職員の職場での感染拡大を可能な限り抑制する。
- ②限られた人員により必要な業務の維持・継続に努める。

ことを基本方針とする。

2 業務計画の運用

(1) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生したときには、特措法、行動計画又は業務計画に基づき、県や関係機関と連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならないが、この場合において、次の点に留意する。

①基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、本協会の役員、事務局職員の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、本協会の役員、事務局職員に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

②危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

③関係機関相互の連携協力の確保

静岡県新型インフルエンザ等対策本部、医療関係団体等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

④記録作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

(2) 対象とする感染症と運用

新型インフルエンザ等とは、特措法及び政府行動計画に定める以下の感染症を言い、本業務計画は当該感染症を対象として運用する。

【新型インフルエンザ等の定義】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）における、

- ・第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- ・第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

(3) 発生段階の定義

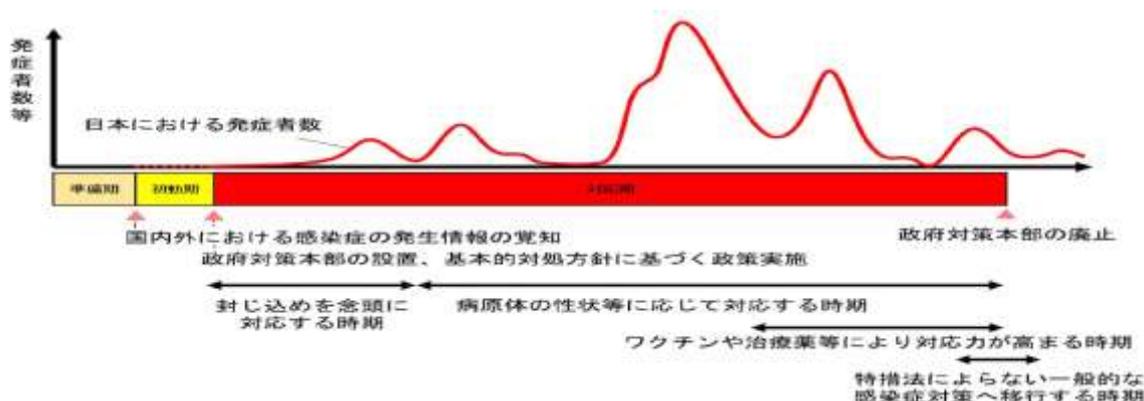
本業務計画における新型インフルエンザ等の発生段階の定義は、令和6年7月2日に閣議決定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、以下のとおりとする。

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	政府の基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまで

〈対応期の区分〉

区分
<p>封じ込めを念頭に対応する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
<p>病原体の性状等に応じて対応する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
<p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンや治療薬等の普及により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）
<p>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

【新型インフルエンザ発生時の発症者数のイメージ】



第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 平常時の体制

平常時には、新型インフルエンザ等対策を進めるため、会長、副会長及び部会長で構成する「新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）」を設置する。

対策会議は、事前準備の確認や情報の共有を図るとともに、静岡県や医療関係団体との情報交換や連携を強化し、国内発生時に備えた準備を進める。

(2) 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生し、県対策本部が設置された場合は、本協会事務局内に、「静岡県病院協会新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置する。

対策本部は、本協会会長を本部長、副会長を副本部長、部会長を本部員とする。

対策本部会議は、発生した新型インフルエンザ等の感染力や流行状況等を踏まえ、対策本部長の指示により開催する。

なお、本部長、副本部長及び本部員は、それぞれ各医療機関の長であり、一堂に会することは不可能であるため、実質的にはWEB会議や電話、メール等で協議することになる。

対策本部が設置されたときは、事務局職員は対策本部の業務に従事する。

【「新型インフルエンザ等対策本部」の構成】



2 情報収集・共有体制

(1) 平常時の体制

新型インフルエンザ等に関する情報を厚生労働省、国立健康危機管理研究機構等の政府機関及び静岡県から入手する。

静岡県、医療関係団体との連絡を密にし、情報を交換する。

また、得られた情報は、必要に応じて、この計画の見直しに役立てるほか、役員等へメールで提供する。

【主な情報入手先】

内閣感染症危機管理統括庁	https://www.caicm.go.jp/citizen/influenza/index.html
外務省海外安全ホームページ	https://www.anzen.mofa.go.jp/
厚生労働省感染症情報	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html
国立健康危機管理研究機構	https://www.jihs.go.jp
静岡県／ふじのくに感染症管理センター	https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1054959.html

(2) 発生時の体制

国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、静岡県、医療関係団体と情報交換を行う。

得られた情報は、必要に応じて、役員や会員にHPやメールで提供する。

事務局職員及びその家族の発症状況や出勤の可能性等については、固定電話、携帯電話若しくはメールで確認する。

3 関係機関との連携

(1) 関係機関

連携が必要な関係機関は次のとおりである。

【連携機関一覧】

機関名	電話番号	FAX番号	備考
静岡県健康福祉部感染症対策課	055-928-7220	055-928-7100	新型インフルエンザ所管
静岡県健康福祉部医務課	054-221-2418	054-221-3291	協会所管
(一社) 静岡県医師会	054-246-6151	054-245-1396	指定地方公共機関
(一社) 静岡県歯科医師会	054-283-2591	054-283-3590	指定地方公共機関
(公社) 静岡県薬剤師会	054-203-2023	054-203-2028	指定地方公共機関
(公社) 静岡県看護協会	054-202-1750	054-202-1751	指定地方公共機関
静岡県産業経済会館管理室	054-273-4330	054-273-4331	事務局所在ビル

(2) 発生時における連携方法

静岡県、医療関係団体とは、個別には電話、メール、FAX等の通信手段を用い

て、複数の機関とは必要に応じWEB会議を開催するなど、緊密に情報交換を行い連携の強化を図る。

また、県対策本部等から指示や要請があった場合には、対策本部の決定の下、可能な限りこれに協力するなど、必要な連携を図る。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

(1) 準備期

①業務計画の作成

特措法の規定に基づき、業務計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。
職場における感染対策、重要業務の継続や一部業務の縮小について検討する等事前の準備を行う。

②体制整備

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、事務局職員の配置など新型インフルエンザ等対策に必要な体制、連絡手段等を整備する。
また、必要に応じて対策会議を開催し、事前準備の確認や情報の共有を図る。

③連携強化

静岡県、医療関係団体と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認等を行う。

(2) 初動期

①対策本部の設置

静岡県対策本部が設置された場合は、直ちに対策本部を設置し、その旨を役員、会員等に通知するとともに、静岡県、医療関係団体へ報告する。
また、本部長と協議の上、必要に応じて本部員会議を開催する。

②情報収集

海外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を収集するとともに、静岡県、医療関係団体と情報交換を行う。
また、得られた情報は、必要に応じて、役員や会員にHPやメールで提供する。

③事業継続に向けた準備

業務計画を踏まえ、静岡県と連携し、事業継続に向けた準備等を行う。
また、必要に応じて本部員会議を開催し、事前準備の確認や情報の共有を図るとともに、静岡県や医療関係団体との情報交換や連携を強化し、国内発生時に備えた準備を進める。

(3) 対応期

①対策の実施

業務計画を踏まえ、本部長の指示の下、情報収集や役員、会員等への情報提供、必要な対策の決定及び実施、関係機関等との連携等を行う。
なお、静岡県対策本部が廃止された場合は、本部長の指示により対策本部を廃止

し、その旨を役員、会員などに通知するとともに、静岡県、医療関係団体へ報告する。

②本協会本来業務への対応

本協会の一般的な業務である研修会等の開催について、感染予防の観点から、その開催の可否を会長及び事業所管部会長と協議して決定する。

なお、対応期においては、全ての研修会等の対面による開催は中止とする。

おつて、対策本部を廃止した場合は、業務計画に基づく対策業務を終了し、通常業務を再開する。

2 発生時の人員計画と業務継続方法

(1) 発生段階別の人員計画

新型インフルエンザ等が発生した場合、職場における感染対策の他、事務局職員の出勤率の低下等を勘案し、計画的に重要業務の継続や一部業務の縮小・休止を必要とする必要がある。

本協会事務局の人員計画を次のとおり定める。

【発生段階別の本協会事務局の人員計画概要】

	準備期	初動期	対応期			
			封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない一般的な感染症対策へ移行する時期
実施体制	対策会議の開催	新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営				対策本部の廃止
人員計画	事務局職員 4人	4人	← 3～2人 →		4人	

(2) 発生段階別の業務実施方法

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、対策本部は下記の「業務継続の考え方」に基づき、また事務局職員の出勤状況を踏まえ、個々の業務について、継続、縮小又は休止を決定する。

【業務継続の考え方】

業務区分		基本的考え方	主な業務
新たに発生する業務		①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①対策会議の開催 ②対策本部の設置・運営 ③情報の収集及び提供 ④役員、職員の感染状況把握 ⑤県、医療関係団体との連携
通常業務	継続業務	①役員、会員、県及び医療関係団体との連絡業務 ②事務局機能維持のための基盤業務	①会長等役員との連絡、報告業務 ②県、医療関係団体との連絡、報告業務 ③事務局職員の人事管理 ④通信、各種システム維持
	縮小業務	①緊急性は要しないが、継続が望ましい業務	①会議等
	休止業務	①緊急性を要しない業務 ②多数の人が集まる業務	①各種研修会等

3 感染対策の検討・実施

(1) 職場（事務局事務室）における感染対策

- ①職員に対し、発生前から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策の周知を図る。
- ②職場入口に手指消毒用アルコール製剤を配置する。
- ③職員に対し、健康状態の自己把握、マスクの着用、手洗い・うがいの励行など感染対策の徹底を促す。
- ④発熱等疑わしい症状のある職員は、出勤停止とする。

(2) 必要資材の備蓄

事務局事務室内に、感染防止に必要な消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、マスクなど必要な資材を備蓄する。

第4章 その他

1 教育・訓練

(1) 職員に対する教育

職員に対して、次の項目についての研修を実施する。

- ・新型インフルエンザ等の基礎知識
- ・基本的な感染対策（発熱している職員の出勤停止、マスク着用、せきエチケット、手洗い、外出自粛など）
- ・新型インフルエンザ等対策業務計画の内容

(2) 訓練の実施

必要に応じて、静岡県等と連携した訓練を計画、実施する。

2 計画の見直し

- ・ この計画は、訓練等の実施結果や新たな情報等を踏まえ、適切に見直すものとする。
- ・ この計画の見直しは、理事会の決議を経て行う。